三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十五年八月二十七日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字手野字城ヶ原一二四七、一二四八、一二四九の一、一二四九の二、一二四三の一・一二四三の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字長者原一二六七、一二八二の五四

○国土交通省告示第八百十六号

次の耐空検査員の証は無効としたので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十六条の十二の規定により告示する。
平成二十五年八月二十七日
国土交通大臣　太田　昭宏

認定番号	氏名	交付年月日
第G－三十六号	中塚総一郎	平成四年七月一日

○関東地方整備局告示第三百七十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十五年八月二十七日
関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　25
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
日本建築検査協会株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	〃
変更後	小泉　昇

(2)　変更年月日
平成二十五年八月二十日

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字城ヶ原一二四三の一、一二四三の七、一二四七・一二四八・一二四九の一・一二四九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字長者原一二六七、一二八二の五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○九州地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年八月二十七日
九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福津市字糸ヶ浦八七五番五から同市字糸ヶ浦八七七番一まで	前	三一・三〇～四一・〇〇メートル	〇〇・〇七七キロメートル
	後	三〇・五〇～四二・〇〇メートル	〇〇・〇七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年八月二十七日
九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福津市字糸ヶ浦八七五番五から同市字糸ヶ浦八七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十七日

○九州地方整備局告示第百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年八月二十七日
九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	垂水市牛根境字下宮一二一一番三から同市牛根境字上園一一〇五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
二百二号	糸島市荻浦字四反田五五六番二五から同市荻浦字四反田五四九番一五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十七日

○九州地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年八月二十七日
九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市牛根境字城一四九二番三から同市牛根境字磯口八六〇番八まで	前	七・九三～七四・四一メートル	〇〇・九二九キロメートル
	後	一〇・二九～七六・七六メートル	〇〇・九二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所